

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な  
仕組みの在り方に関する検討会（第6回）議事概要

開催日時：平成31年2月22日（金）13:00～15:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 5階選挙部会議室

出席者：

【構成員】

宇賀 克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）

佐光 正夫（徳島県政策創造部統計データ課長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主任研究員）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

添田 徹郎（行政管理局管理官）

滝澤 有美（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【説明者】

山田 協（内閣官房健康・医療戦略室企画官）

雨宮 誠（全国町村会行政部部長）

陸川 克己（全国市長会行政部部長）

【事務局等】

佐々木 浩（大臣官房地域力創造審議官）

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- (1) 検討会の中間とりまとめ（案）
- (2) 内閣官房 健康・医療戦略室からのヒアリング
- (3) 地方三団体の側からのヒアリング
- (4) 「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」の設置について

《議事(1)について》

【岡村構成員】

- 作成組織から非識別加工情報に係る個人情報の漏えいがあった場合には、住民からの苦情の申出先は地方公共団体になるかと思うが、作成組織に係る権限が国に一元化されていると、地方公共団体が作成組織に対して調査が可能なのかといった点などについて、疑義が生じるおそれもあるので、地方公共団体にも一定程度の監督権限を渡すべきかという点の検討も必要ではないか。また、その際には、個人情報保護法第13条に規定する苦情の処理のあっせん等との関係性も検討する必要があるだろう。
- 作成組織が民間事業者であることを前提とすると、個人情報保護委員会の権限を排除した上で、総務大臣に権限を一元化することとするのかどうかといった細部にわたる検討も必要ではないか。

【佐藤構成員】

- 作成組織の制度導入に際して、どのような問題や影響が考えられるのか、また住民にはどのような反応が想定されるのかといったことについて、いくつかケース分けをして制度設計をしていただきたい。
- 作成組織に地方公共団体が個人情報を提供する場合に、提供対象となる個人情報及び提供先の作成組織の概要について、当該地方公共団体が公表することが望ましいとされている点は非常によいと思う。これに加えて、苦情処理の観点から、作成組織が非識別加工情報を提供した民間事業者についても、苦情が起きたときに、地方公共団体はどこに情報が渡っているのか分からないことのないように、地方公共団体が把握できる仕組みにする必要がある。
- 作成組織と民間事業者との間で締結される契約については、二次流通を認めるかどうかといった点に関して地方公共団体が関与できる仕組みを考えておいた方がよいかと思う。

【大谷構成員】

- 作成組織も個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者該当するので、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者としての規律と今回の非識別加工情報制度上の作成組織としての規律については、両制度の全体像が分かるような形で整理していただきたい。
- 一度作成した非識別加工情報を作成組織において保管し、新たに提案募集を行う際の価格設定、提供条件等については、引き続き検討が必要ではないか。

【佐光構成員】

- 作成組織が地方公共団体に対してデータ提供を求める際に、提供を受ける事業者の名称等を記載した書面を地方公共団体に提出することとなっているが、一度作成した非識別加工情報を作成組織が提供する際の手続はどうなるのか。

- 作成組織にデータを提供する際には、安全性の高い専用回線による提供が必要とされているが、L GWANでデータを管理していた場合に、L GWANから別の専用回線で提供するというようなことになると、負担がかかると思うので、できるだけ負担のかからないようなデータの提供方法が必要ではないか。

#### 【村上構成員】

- 個人情報 は民間事業者からの提案に応じて作成組織に提供するのであって、作成組織の判断で全地方公共団体から個人情報を収集し、加工して民間事業者に提供できるというような誤解を招かないように、今後の説明の仕方を工夫する必要があるだろう。

#### 【松岡構成員】

- 住民にとっては、自分の個人情報がどのように利用されるのか不安に思うので、より丁寧な説明をお願いしたい。

#### 【犬塚構成員】

- 地方公共団体から作成組織に個人情報を提供する際の加工については、できる限り行うとの記載になっているが、住民に安心感を与えるためにも、最低限の項目については削除の方がよいのではないか。
- 作成組織が地方公共団体に対してデータ提供を求める際に、必要事項を記載した書面を地方公共団体に提出することについて、地方公共団体はその書面を情報公開請求で求められることも想定しうるので、基本的にはオープンにしておくことが望ましいのではないか。ただし、その場合に自分の個人情報は除外してほしいという住民がいると思うので、その場合の取扱いをどうするのかについては、検討が必要ではないか。
- 作成組織と地方公共団体との間で、民間事業者の適格性、加工方法の安全性等について多少のやり取りが発生することが想像できるが、地方公共団体にとってはそのようなやり取りの余地があるとよいのではないか。
- 作成組織がある程度の事業採算性を踏まえて、加工の方法や情報の種類によって、自由に価格設定ができるのであれば、そのうちの一定額については、地方公共団体の収入になるという仕組みは考えられると思うので、今後検討していただきたい。

#### 【岡村構成員】

- 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係について、条例でいわゆる上乗せ・横出しという形で、独自にオプトアウトの規定を設けることが認められるかどうかについて、検討が必要だろう。

#### 【佐藤構成員】

- 個人情報の提供を本人自らが拒否した場合に、どのような取扱いとするのかは非常に重要な問題である。次世代医療基盤法に倣い、オプトアウトの設計にするのかといった点については、検討しなければいけないだろう。

**【犬塚構成員】**

- 地方公共団体の窓口で住民と接する立場としては、オプトアウトのように事前に公表して、拒否の申出があれば、その情報を除外するという制度設計にしてもらえると、実務者としては運用しやすい。

**【岡村構成員】**

- オープンデータとの関係もあるので、これまでの統計的な情報の利活用がこの制度によって制限されるものではない旨をどこかに注記していただきたい。

《議事(2)について》

**【佐藤構成員】**

- 医療機関と認定事業者との関係上、医療機関は、認定事業者を選べるのかどうか。
- 現在検討している非識別加工情報制度上は、作成組織が民間事業者からの提案を受けてから地方公共団体に打診をしてデータの提供を受けるということになっているが、認定事業者は、情報利用者から医療情報の提供依頼を受ける前の段階から動くことができるのか。
- 個人情報保護法上の匿名加工情報と次世代医療基盤法上の匿名加工医療情報とでは、オプトアウトを許容している等の点で制度設計に違いがあるが、加工基準は同じとしているのか。

**【山田企画官】**

- 医療機関は認定事業者を選べるので、一つの医療機関が複数の認定事業者から医療情報の提供依頼を受ける場合も想定されるが、この場合、医療機関としては、全ての認定事業者に応じても構わないし、全て拒否することでも構わなければ、一つの認定事業者だけに応じることも可能である。
- 手続の流れとして、基本的には情報利用者からの求めに応じて匿名加工医療情報が提供されることにはなるが、次世代医療基盤法の場合には、認定事業者は、情報利用者からの求めに応じて医療情報を収集するのではなく、恒常的に医療機関に医療情報の提供を依頼して、医療情報の提供を受けることになり、認定事業者は、医療情報のデータベースを構築していくような形になる。そして、そのデータベースから情報利用者の求めに応じて、匿名加工医療情報を提供していくということになる。
- 加工基準は、基本的には、個人情報保護法の匿名加工情報のガイドラインを踏襲してい

る。

**【矢島構成員】**

- 地方公共団体が提供する医療情報というのは、例えば、次世代医療基盤法施行令第1条に規定する健康診断等の結果が該当するのか。

**【山田企画官】**

- 健康診断等の結果も該当することになるが、医療情報の提供を行う地方公共団体としては、一つは地方公共団体が設置する公立病院、もう一つは公立病院以外の地方公共団体内の組織を想定している。
- 次世代医療基盤法では、オプトアウトによる医療情報の提供という仕組みを採用しているが、公立病院については、患者の来院・通院という直接的な接点があるので、これを通じて全ての患者に医療情報を提供する旨を通知していくという運用を考えている。一方、公立病院以外の地方公共団体内の組織が保有している医療情報の提供の求めがあった際には、当該本人に医療情報を提供する旨を通知することが現実的に困難であり、このようなケースでの運用は想定していない。

**【岡村構成員】**

- 地方公共団体が保有する医療情報として、公立病院の患者情報のほかに、職員の健診結果、公立学校での健診結果等の労働安全衛生法上の法定健診の結果が該当することもあるかと思うが、そのような医療情報については、地方公共団体自身が医療情報を提供する旨を通知するのか、それとも健診を担当した病院あるいは健診の委託を受けた医師が通知するのか。

**【山田企画官】**

- 現時点では実際の運用が想定しにくい状況だが、当該医療情報を保有していて当該本人との関係が一番近い者が通知するということになるかと思う。

**【村上構成員】**

- 次世代医療基盤法においては、医療機関と認定事業者とのネットワーク回線は何か条件を定めているのか。

**【山田企画官】**

- 医療機関と認定事業者との医療情報のやり取りについては、厚生労働省が医療機関に向けたガイドラインを策定しており、その中で一定のルールを定めている。ネットワーク回線については、一番セキュリティが高い完全な専用回線が望ましいとしており、イン

ターネット回線からは距離を置くことを求めているが、インターネット回線を使用する場合には、仮想専用回線、さらには情報の暗号化ということ求めていくというルールを定めている。

**【村上構成員】**

- 医療情報の提供を拒否する場合において、本人が未成年者の場合にあっては保護者が拒否することになるのか。

**【山田企画官】**

- まずは未成年者本人の意思が最重要となるが、基本的には、病院への通院時に通知を渡すことを想定しているので、意思決定能力がない方は、おそらく保護者と一緒に来院されるので、保護者にも通知をお渡しくださいということをガイドラインで明確にお示ししている。

**【村上構成員】**

- 匿名加工医療情報の活用事例は出始めているのか。

**【山田企画官】**

- 次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報制度は、平成30年の5月に施行されている制度であるが、現時点では、国による事業者の認定はまだ行っていない。認定の申請に向けた相談というのはいくつかあり、本年度中の認定は難しいかもしれないが、次世代医療基盤法が平成30年度に施行されていることを踏まえ、次年度のできるだけ早い時期にこの制度が動き始めるように努力していきたいと思っている。

《議事(3)について》

**【雨宮部長】**

- 非識別加工情報制度については、認識がまだまだ十分でなく、また、個人情報の保護の観点からの懸念等があつて、非常に慎重に対応を考えている地方公共団体も現状あるので、そのような地方公共団体に御配慮いただきながら、丁寧な御対応を今後もお願いしていきたい。
- 仮に、民間事業者提供された非識別加工情報から特定の個人が識別されたとか、個人情報の一部漏えいがあったとかの場合には、地方公共団体ではなく、作成組織がきちんと責任を負うという旨を法令上明確にしていきたい。
- 作成組織の事業採算性については、これから検討していくことかと思うが、事業採算性が見込めないとなった場合に、地方公共団体に財政的な負担がかかるということを心配している。

- 一概に地方公共団体といっても、都道府県や政令市から人口 1,000 人にも満たないような小規模市町村、さらには、職員数が 50 人に満たないような地方公共団体も多数あるので、このような小規模自治体に過度な事務負担や財政負担が生じるようなことがないように引き続き検討をお願いしたい。

**【陸川部長】**

- 作成組織の具体化には、まだ事業採算性や実効性の面で検証が必要と考えられるが、これらの仕組みが具現化されれば、データの利活用がさらに進んでいく大きな基盤となるという期待がある。
- 非識別加工情報制度の仕組みの理解の推進、特に活用事例はまだ漠然としている部分があるので、それらをまた整理いただいて、積極的に情報提供していただきながら、引き続き検討を進めていっていただきたい。

**【事務局】**

- 事務局においてヒアリング等を行った状況では、全国知事会としても、今回の検討会において議論が進められている作成組織の仕組みについて、現在、各都道府県に情報共有を行って、意見を集約する方向で動いていただいている。また、引き続き知事会としても、そういった各団体のお考えというのを取りまとめていただけると聞いている状況である。

《議事(4)について》

**【村上構成員】**

- 作成組織の事業採算性については、収入の見込みが重要と思うが、想定される収入についてワーキンググループで議論いただき、現実的な事業採算性を出していただきたい。

**【松岡構成員】**

- このワーキンググループにおける検討期間はどれくらいなのか。

**【事務局】**

- 期間については、ワーキンググループの中で考えていきたいが、具体的な措置を決めるまでの間に事業採算性の検証結果を出さないといけないところなので、これも踏まえて適切なスケジュールで進めていきたいと考えている。

**【佐藤構成員】**

- ワーキンググループでは作成組織の事業採算性が見込める方法を考えるわけではなく、あくまで事業採算性が見込めるかどうかを判断するということであることを付言してお

きたい。

**【大谷構成員】**

- 作成組織の運営において、何か問題が生じた場合に損害賠償の責任を負えるのかということが課題となっているが、損害保険に入るための保険料を捻出するとか、細かい点について取りこぼしがないように検討いただければと思っている。

**【山田企画官】**

- 次世代医療基盤法においては、製薬企業、医療機器のベンダー、大学の研究機関等を情報利用者として想定しているが、具体的にこれらの事業採算性を試算したことはない。